

# 令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和元年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の対象

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 公の施設  | 江南市立古知野西保育園   |
| (2) 指定管理者 | 学校法人 愛知江南学園   |
| (3) 担当課   | こども未来部 保育課  |
| (4) 監査の範囲 | 令和2年度事業（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）のうち指定管理料に係る出納及びその他の事務 |

## 第3 監査の期間と実施場所

令和4年1月28日 監査委員事務局

## 第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 協定に基づく事業計画書、業務報告書及び事業報告書の点検、実地調査等が行われているか。
- (6) 指定管理者に対し、適正で安定したサービスの提供がなされているか、点検、確認、改善指示等のモニタリングを行っているか。

## 第5 監査の方法

あらかじめ指定管理者及び担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等を検査して、監査を実施した。

## 第6 指定管理の概要

### I. 対象施設の概要

- |         |             |
|---------|-------------|
| (1) 名 称 | 江南市立古知野西保育園 |
|---------|-------------|

(2) 所在地 江南市東野町郷前48番地

(3) 設立年月 昭和29年6月1日

(4) 施設の概要

ア 建物総延床面積 941.36 m<sup>2</sup>

イ 敷地面積 2,879.83 m<sup>2</sup>

ウ 施設内容 鉄筋コンクリート造2階建  
職員室 (46.80 m<sup>2</sup>)、保育室 (45.36 m<sup>2</sup>×6室)、  
乳児室 (66.24 m<sup>2</sup>)、遊戯室 (105.09 m<sup>2</sup>)、調理室  
(43.20 m<sup>2</sup>)、屋外遊戯室 (638.37 m<sup>2</sup>) 等

(5) 事業内容 (令和2年度)

ア 定員 140名

・園児数 0歳児 6名、1歳児・2歳児 36名、3歳児 34名  
4歳児 34名、5歳児 30名

イ 月別保育園児数

(単位：人)

| 年齢  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 0歳児 | 5   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 6   | 71    |
| 1歳児 | 11  | 11  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 11  | 12  | 12  | 12  | 141   |
| 2歳児 | 21  | 21  | 21  | 20  | 20  | 21  | 21  | 21  | 21  | 20  | 20  | 20  | 247   |
| 3歳児 | 27  | 27  | 27  | 27  | 27  | 28  | 28  | 29  | 30  | 30  | 30  | 30  | 340   |
| 4歳児 | 33  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 34  | 407   |
| 5歳児 | 28  | 28  | 28  | 28  | 29  | 29  | 29  | 30  | 30  | 30  | 30  | 30  | 349   |
| 合計  | 125 | 127 | 128 | 127 | 128 | 130 | 130 | 132 | 132 | 132 | 132 | 132 | 1,555 |

ウ 年間開園日数 293日

(休園日 日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)

エ 保育時間 (延長保育時間含む) 午前7時30分～午後8時

- ・標準時間認定時間 午前8時～午後7時
- ・短時間認定時間 午前8時～午後4時
- ・延長保育 午前7時30分～午後8時までのうち、  
認定時間を越えた時間

オ 障害児保育の実施状況 (令和2年度)

| 年度  | 3歳児   | 4歳児   | 5歳児   | 合計     |
|-----|-------|-------|-------|--------|
| 令和2 | 延べ48人 | 延べ48人 | 延べ48人 | 延べ144人 |

カ 地域活動事業

地域の自然、地域の様々な機関や団体・施設の協力を得ながら、豊かな生活体験と地域に根ざした保育が展開できるよう努めた。

## II. 選定の経過

今期の指定管理者については、平成 30 年 3 月 31 日をもって第 1 期指定管理期間満了のため、平成 29 年度に指定管理者指定申請を受け、同年、市議会 12 月定例会において学校法人 愛知江南学園を指定管理者に指定することが議決された。

なお、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間とする基本協定を平成 30 年 3 月 20 日に締結している。

## III. 指定管理者の概要

### (1) 指定管理者名

学校法人 愛知江南学園

### (2) 指定管理の期間

平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間

### (3) 指定管理者が行う主な業務内容

#### ① 保育園の運営に関する業務

ア 通常の保育

イ 延長保育

ウ 障害児保育

エ 市の実施事業の継続（園庭解放事業、子育て相談、地域活動事業等）

#### ② 施設の管理に関する業務

ア 施設の維持管理

イ 施設等の修繕

ウ 環境への配慮（資源の有効活用、適正処理）

#### ③ その他の業務

ア 緊急時の対策及び防犯、防災対策

イ 防災計画の策定及び防火訓練

ウ 虐待に関する通告

エ 登降園時の安全管理

オ 近隣住民との協力関係の構築

カ その他管理運営上の業務

## IV. 指定管理料

指定期間指定管理料 588,887,800 円

令和 2 年度指定管理料 113,929,000 円

## V. 令和2年度収支状況

| 収入    |             | (単位：円) |
|-------|-------------|--------|
| 科 目   | 金 額         |        |
| 指定管理料 | 113,929,000 |        |
| その他収入 | 5,968,700   |        |
| 合 計   | 119,897,700 |        |

| 支出         |             | 金 額 |
|------------|-------------|-----|
| 科 目        | 金 額         |     |
| 人件費        | 98,080,001  |     |
| 職員人件費      | 97,288,001  |     |
| 退職給与引当金繰入額 | 792,000     |     |
| 消耗品費       | 1,112,781   |     |
| 給食食材費      | 5,500,968   |     |
| 光熱水費       | 2,530,431   |     |
| 旅費交通費      | 7,135       |     |
| 福利厚生費      | 138,670     |     |
| 通信運搬費      | 154,715     |     |
| 印刷製本費      | 4,400       |     |
| 修繕費        | 560,505     |     |
| 損害保険料費     | 23,800      |     |
| 貸借料費       | 920,256     |     |
| 渉外費        | 3,984       |     |
| 支払手数料費     | 2,218,967   |     |
| 減価償却費      | 101,460     |     |
| 合 計        | 111,358,073 |     |

収支差額 8,539,627

### 9 監査の結果

指定管理者制度は、「公の施設」の管理について民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費縮減を目指すため導入されたものである。今後も、保育内容のより充実を図るため、市と指定管理者が相互に協力し、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行い、今まで以上に快適で魅力ある施設として、市民サービスの向上と市民福祉が一層増進されるよう望むものである。指定管理料に係る出納その他の事務の執行については、施設の設置目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、改善・検討すべき点については、以下の事項に留意し、適正かつ的確な事務執行に一層努められたい。

なお、監査で確認された軽微な不備事項等は、担当課及び指定管理者に対し改善、検討を要望した。

**【改善・検討事項】**

- ① 消耗品の予算に予備費が上乗せされていた。予算の目的を踏まえ、予備費を別途計上すること等、検討されたい。